

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

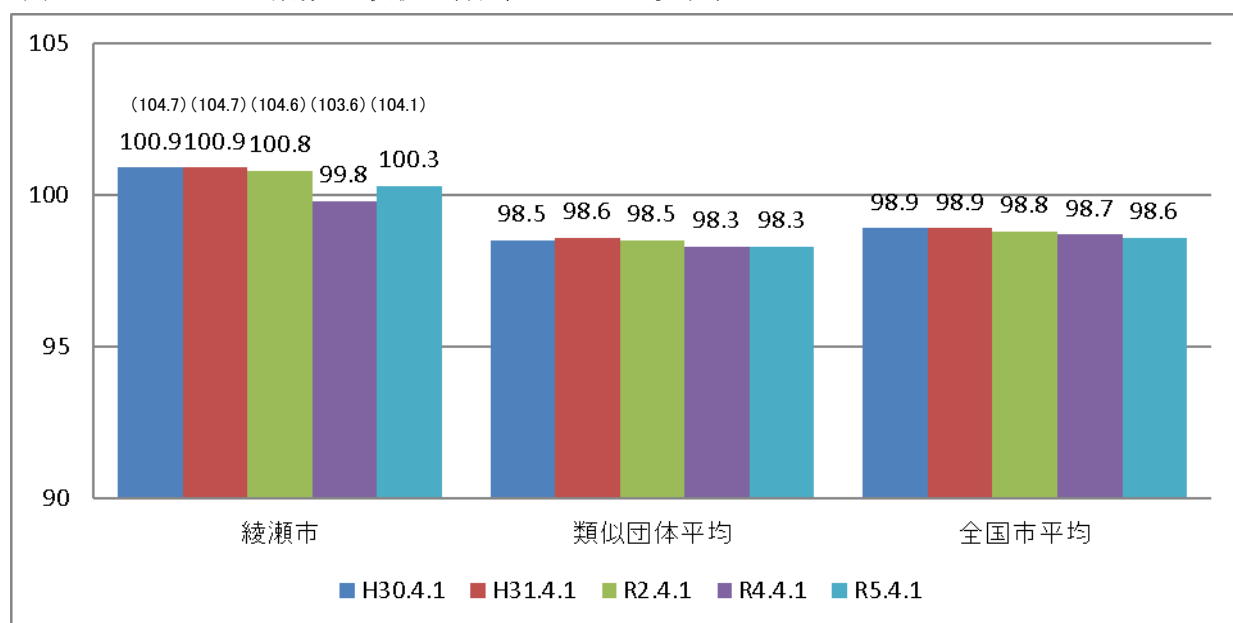
区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度の 人件費率
令和5年度	84,100人	32,232,004 千円	1,046,503 千円	5,929,390 千円	18.4%	18.2%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり 給与費
		給料	職員 手当	期末・勤勉 手当	計 B		
令和5年度	614人 (35)	2,291,733 千円	791,981 千円	999,488 千円	4,083,202 千円	6,650 千円	6,066 千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数です。
 3 ()内の数字は、再任用短時間勤務職員であり、外数です。
 4 類似団体平均の額は、令和5年度の値です。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。
地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出します。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

※ 令和5年4月1日のラスパイレス指数が100を超えている理由
国家公務員の給与水準とほぼ同水準ですが、民間等の経験者を採用したことにより経験年数の低い層の職員の給料額が国家公務員と比べると高くなっているためです。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	綾瀬市 給与改定率	神奈川県 給与改定率	(参考) 国の改定率
令和5年度	1.13%	0.98%	1.1%

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	綾瀬市 年間支給月数	神奈川県 年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
令和5年度	4.5月	4.5月	4.5月

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、初任給及び俸給表の水準の平均1.1%の引上げ並びに地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

① 給料表の見直し

[実施]

(給料表の改定実施時期) 令和5年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.13%の引上げ、若年層については、平均2.62%の引上げをしました。技能労務職の給料表については、一般行政職との均衡を踏まえて見直しを実施しました。

② 地域手当の見直し

[未実施]

(未実施とした理由) 近隣市の実施状況を鑑み、継続検討としたため。

③ その他の見直し内容

[実施]

在宅勤務等手当について、新設しました。(令和6年4月1日実施)

(6) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(令和6年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
綾瀬市	39.1 歳	308,007 円	432,137 円	375,780 円
神奈川県	42.9 歳	321,965 円	429,304 円	381,122 円
国	42.4 歳	322,487 円	404,015 円	-
類似団体	41.6 歳	310,260 円	401,078 円	356,435 円

※「神奈川県」、「国」、「類似団体」は、令和5年4月1日現在の値です。

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数(人)	平均給料月額(円)	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢(歳)	平均給与月額(B)	A/B
綾瀬市	53.5	26	344,254	424,378	401,783	—	—	—	—
うち清掃職員	52.5	17	349,224	428,990	411,602	廃棄物処理業従業員	47.3	310,800	1.38
うち道路整備員	52.8	5	333,120	389,371	384,292	—	—	—	—
うち施設作業員	—	—	—	—	—	—	—	—	—
神奈川県	53.0	251	300,224	366,417	346,491	—	—	—	—
国	51.2	1,941	286,942	329,178	—	—	—	—	—
類似団体	52.3	17	321,114	373,492	352,981	—	—	—	—
区分		参考							
		年収ベース(試算値)の比較							
		公務員(C)		民間(D)	C/D				
綾瀬市		—		—	—				
うち清掃職員		6,090,730		4,321,100	1.41				
うち道路整備員		5,506,120		—	—				
うち施設作業員		—		—	—				

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(令和2年～令和4年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものを、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等のすべての諸手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているも

のです。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

(7) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区分		綾瀬市	神奈川県	国
一般行政職	大学卒	200,700 円	202,400 円	185,200 円
	高校卒	176,100 円	170,900 円	154,600 円
技能労務職	高校卒	176,100 円	164,000 円	—
	中学卒	166,600 円	155,300 円	—

（注）「国」は、令和5年4月1日現在の値です。

(8) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

（令和5年4月1日現在）

区分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	288,300 円	362,700 円	—	405,200 円
	高校卒	257,700 円	296,400 円	—	401,000 円
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	—

(9) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

綾瀬市	神奈川県	国
1人当たり平均支給額 (令和5年度) 1,570 千円	1人当たり平均支給額 (令和4年度) 1,708 千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375 月分) (0.975 月分)	(令和4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.4 月分 2.0 月分 (1.35 月分) (0.95 月分)	(令和4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.4 月分 2.0 月分 (1.35 月分) (0.95 月分)
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)	(加算措置の状況)

職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10%～20%	職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10%～25%
------------------------------------	--	--

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

② 勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
①. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

③ 退職手当（令和5年4月1日現在）

綾瀬市			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.67月分	24.587月分	勤続20年	19.67月分	24.587月分
勤続25年	28.04月分	33.271月分	勤続25年	28.04月分	33.271月分
勤続35年	39.758月分	47.709月分	勤続35年	39.758月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他加算措置			その他の加算措置		
（定年前早期退職特例措置 割増率2～20％）			（定年前早期退職特例措置 割増率2～45％）		
1人当たり平均支給額	7,874千円	22,018千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額です。

国の支給率は、令和5年4月1日の値です。

④ 地域手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

支給実績（令和 5 年度決算）		266,417 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算）		401,840 円
支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
10%	663 人	6%

⑤ 特殊勤務手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

支給実績（令和 5 年度決算）		1,330 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算）		10,560 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和 5 年度）		19.0%	
手当の種類（手当数）		7 手当	
手当の名称	主な支給対象職員及び業務	支給実績 （令和 5 年度 決算）	左記職員に対する支 給単価
感染症等接触手当	(1) 感染症、狂犬病等の救護治療、看護、防疫作業、病毒汚染物処理作業又は患者若しくは死人の輸送業務等に従事した職員 (2) 家畜伝染病で伝染病を有する家畜又はその疑いのある家畜の防疫業務に従事した職員	215 千円	日額 250 円
危険物取扱手当	危険物の保安の監督業務に従事した職員	9 千円	1 回 500 円
行旅死亡人等取扱 手当	行旅死亡人等の検死立会い及び死体処理に従事した職員	0 円	日額 1,000 円
消防手当	消防車両の運転に従事した消防職員	453 千円	大型 日額 200 円 普通 日額 150 円
消防特殊業務手当	(1) 救急救命処置を行う業務に従事した消防職員	0 千円	日額 500 円
	(2) 次に掲げる業務に従事した消防職員 ア 地面又は水面からの高さがおおむね 10 メートル以上ある足場の不安定な場所、揮発油等が散乱して引火のおそれがある場所その他これらに準ずる場所として規則で定める場所で	0 千円	日額 200 円

	消防活動を行う業務 イ 一酸化炭素、硫化水素その他人体に有害なガスが発生し、若しくは発生するおそれがある場所又は酸素が欠乏している場所において化学防護服又は空気呼吸器を着装して消防活動を行う業務 ウ 血液、排せつ物又はおう吐物が付着している傷病者への接触を伴う業務 エ 心肺機能停止状態にある傷病者に対する胸骨圧迫心マッサージを行う業務 オ 一見して死亡状態と判断できる者又は観察等の結果、死亡状態と判断できる者を観察する業務		
社会福祉業務手当	社会福祉主事の職務又は査察指導の職務として、生活保護に係る訪問調査業務に従事した職員	124 千円	日額 2 0 0 円
特殊車両運転手当	(1) 清掃、バキューム又は道路維持作業用の自動車の運転に従事した職員	508 千円	日額 1 5 0 円
	(2) グレーダー等の運転に従事した職員	10 千円	日額 5 0 0 円
	(3) バケットドーザ等の運転に従事した職員	11 千円	日額 2 5 0 円

⑥ 時間外勤務手当

支給実績（令和 5 年度決算）	259,424 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算）	391 千円
支給実績（令和 4 年度決算）	223,725 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 4 年度決算）	364 千円

（注）職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和 5 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

⑦ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度 決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養 手当	配偶者 7,500 円	異なる	6,500 円	71,505 千円	258,140 円 <u>277 人</u>
	配偶者以外の扶養親族 子:11,000 円 父母等:7,500 円	異なる	子:10,000 円 父母等:6,500 円		
	満16歳の年度初めから満22歳の 年度末までの子の特定加算 5,500 円	異なる	5,000 円		
住居 手当	借家(限度額) 市内:29,700 円 市外:27,000 円	異なる	28,000 円	55,925 千円	223,700 円 <u>250 人</u>
	持家 市内:5,000 円 市外:0 円	異なる	支給なし		
通勤 手当	交通機関(2Km以上) 全額支給 (限度額55,000 円)	同じ		51,802 千円	99,048 円 <u>523 人</u>
	交通用具(2Km以上) 2km~5km 3,000 円	異なる	2,000 円		
	5km~10km 4,700 円	異なる	4,100 円		
	10km~15km 7,100 円	同じ			
	15km~20km 10,000 円	同じ			
	20km~25km 12,900 円	同じ			
	25km~30km 15,800 円	同じ			
	30km~35km 18,700 円	同じ			
	35km~40km 21,600 円	同じ			
	40km~45km 24,400 円	同じ			
	45km~50km 26,200 円	同じ			
	50km~55km 28,000 円	同じ			
	55km~60km 29,800 円	同じ			
	60km以上 31,600 円	同じ			

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和５年度決算)	支給職員１人当たり 平均支給年額 (令和５年度決算)
管理職手当	部長、担当部長 85,000 円	異なる	72,700 円	65,760 千円	782,857 円 <u>84 人</u>
	参事 70,000 円		59,500 円		
	課長、担当課長 65,000 円		55,500 円		
	主幹 50,000 円				
休日勤務手当	休日の勤務時間に勤務した勤務時間に対し支給(勤務１時間当たりの給与額の 100 分の 135)	同じ		24,691 千円	—
管理職員特別勤務手当	管理職員が災害への対処等の臨時又は緊急の必要により、午前 0 時から午前 5 時までの間で正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合、勤務 1 回につき 6,000 円を超えない範囲内の額を支給。	異なる	管理職員が災害への対処等の臨時又は緊急の必要により、平日深夜に勤務した場合、勤務 1 回につき 6,000 円を超えない範囲内の額を支給。	104 千円	—

(10) 特別職の報酬等の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給料			(参考) 類似団体における最高額／最低額 (令和 5 年 4 月 1 日現在)
	市 長	911,000 円	1,061,000 円 ／ 593,400 円
	副市長	740,000 円	885,000 円 ／ 547,600 円
	教育長	684,000 円	— 円 ／ — 円
報酬	議 長	530,000 円	737,000 円 ／ 372,000 円
	副議長	429,000 円	653,000 円 ／ 294,000 円
	議 員	398,000 円	591,000 円 ／ 266,000 円
期末手当	市長・副市長 教育長・議長 副議長・議員	(令和 5 年度支給割合) 4.4 月分	

退職手当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	市 長	給料月額×勤続期間×400／100	14,576,000 円	任期毎
	副市長	給料月額×勤続期間×300／100	8,880,000 円	任期毎
	教育長	給料月額×勤続期間×200／100	4,104,000 円	任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。
- 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月、教育長は3年＝36月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

(11) 旅費の概要

公務出張に要する費用を旅費として支給しています。
その概要は次のとおりです。

種 類	内 容		支 給 額	
			市長、副市長 及び教育長	その他 の職員
鉄道賃・船賃・ 航空賃・車賃	運賃等を支給しています。		運賃等の額	
宿泊料	宿泊を要する場合に1夜当たりの定額で支給しています。		12,000 円	
食事料	外国へのお出張の場合で、水路旅行及び航空旅行中の食費として1夜当たりの定額で支給しています。		4,500 円	4,000 円
支度料	外国へのお出張の支度に要する費用を出張の期間に応じて定額で支給しています。	15 日未満	45,000 円	35,000 円
		15 日以上 1 月未満	85,000 円	70,000 円
		1 月以上	100,000 円	85,000 円
旅行雑費	外国へのお出張に係る旅行者の予防注射料、旅券交付手数料、旅券査証手数料、外貨交換手数料及び入出国税を支給しています。		実費額	
死亡手当	外国へのお出張中に死亡した場合に定額で支給します。		640,000 円	520,000 円